

一般競争入札(総合評価落札方式)入札結果表

業務名	熊本県立大学全学情報基盤整備事業
総合評価落札方式を採用した理由	本事業は、本学が抱える業務上の課題の解決策について、競争入札参加者に対して技術提案を求め、価格と品質が総合的に優れた者と契約する必要があったため。
落札者決定基準	別紙のとおり
落札者決定理由	「技術評価点」と「価格評価点」の合計点が最も高い者を落札者とした。

業者名	得点	摘要
西日本電信電話(株)熊本支店	758.868	落札者
A社	731.984	
B社	—	予定価格を超えたため失格

落札者決定基準

公立大学法人熊本県立大学が発注する「熊本県立大学全学情報基盤整備事業」に係る落札者決定基準については、次のとおりとする。

1. 審査機関

- (1) 本事業の技術的な審査については、「熊本県立大学全学情報基盤整備事業技術審査委員会（以下「審査委員会」という。）」において実施する。
- (2) 審査委員会は、提出された提案書が調達仕様書の要求要件を満たしているかについて判断し、別紙「評価基準」に基づき点数を付与する。

2. 落札者決定基準

(1) 落札者決定方法

- ① 落札者の決定方法については、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、提案書評価による「技術評価点」と入札価格評価による「価格評価点」の合計点が最も高い者とする。ただし、技術評価点及び価格評価点の合計点数の最も高い者の合計点数が満点の50%以下となる場合は、落札者とはしないものとする。
- ② 落札者となるべき者の当該入札価格が「低入札価格調査事務処理要領」（平成23年熊本県告示大349号の12）により基準価格に満たない金額である場合は、同要領に基づく調査・審査の結果、その者を落札者としないことがある。
なお、調査に当たっては、該当者は、協力するものとする。
- ③ 技術評価点及び価格評価点の合計点数の最も高い者が2者以上あるときは、技術評価点が最も高い者を落札者とする。また、技術評価点及び価格評価点の合計点数及び技術評価点の最も高い者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(2) 技術評価点及び価格評価点の配分

点数については、1,000点とし、得点配分については、技術評価点を700点、価格評価点を300点とする。

なお、技術評価点の評価項目ごとの配分は、次のとおりとする。

評価項目（大項目）	点数配分	
1. 業務実施方針	書類審査	25
	ヒアリング	50
	小計	75
2. 本学の課題に対する解決策	書類審査	50
	ヒアリング	100
	小計	150

3. 業務実施事項	225
4. 業務遂行	125
5. 提案者概要	30
6. その他個別事項	25
7. 見積明細書	10
8. 機能証明書	10
9. ヒアリング	50
合計	700

3. 技術評価点の評価方法

- (1) 評価基準については、別紙「評価基準」のとおりとする。
(2) 技術評価点の評価は、下表によりA～Eの評価を行い、技術評価点を与える。

評価ランク		配点に対する割合
A	優れている	100%
B	やや優れている	70%
C	やや劣っている	40%
D	劣っている ▽効果が期待できない 等	0%
E	失格 ▽著しい仕様違反 等	—

4. 価格評価点の評価方法

価格評価点の評価は、その入札価格に応じ、点数化するものとする。
点数化の方法については、次の算式により算定する。

$$\text{価格評価点} = 300 \text{点} \times \left\{ \left(\frac{\text{予定価格} - \text{入札価格}}{\text{予定価格} - \text{最低入札価格}} + \frac{\text{最低入札価格}}{\text{入札価格}} \right) \times \frac{1}{2} \right\}$$

価格評価点の計算における小数点の取扱いは、小数点以下第4位を四捨五入するものとする。